

空き店舗等への出店や事務所開設を支援します

～空き店舗等利用促進補助金の概要～

★補助制度の概要

中心市街地や13区の商業地の活性化を図るため、また、まちなか居住の推進を図るため、対象区域内の空き店舗や空き家を活用した商業施設の出店や事務所の開設を行う個人・法人等に対して改装費及び設計費の一部を補助します。



★補助対象区域

①中心市街地

高田地区：本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、大町五丁目

直江津地区：中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、住吉町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目

②まちなか

高田地区：南本町三丁目町内会

③13区

※区域の詳細はお問い合わせください

安塚区：安塚の一部

浦川原区：釜淵の一部、有島の一部、顕聖寺の一部

大島区：大平の一部

牧区：落田の一部、柳島の一部

柿崎区：柿崎の一部、上下浜の一部

大湊区：湊町の一部、四ツ屋浜の一部、土底浜の一部

頸城区：百間町の一部

吉川区：原之町の一部、下町の一部

中郷区：板橋の一部、藤沢の一部

板倉区：針の一部

清里区：岡野町の一部、荒牧の一部

三和区：番町

名立区：名立小泊の一部、名立大町の一部

★補助条件

補助対象経費	出店する店舗等の改装費及び設計費
補助金の限度額	1階店舗等：100万円（補助率1/2）、2階等店舗等：50万円（補助率1/4）
補助を受けるための条件	○商業施設または事務所であること ・1週間に5日以上営業すること ・営業日では午前9時から午後7時までの間に4時間以上営業すること ・風俗業やパチンコ店、貸金業等の施設ではないこと ※上記のほか、詳細な条件がありますので、以下の申請先・問い合わせ先までご確認ください。

★交付申請手続き等

※募集要領、申請様式は、上越市ホームページにてダウンロードできます

補助金の交付を受けるには、事業着手前（改装工事の着工前）に申請し、補助金の交付決定を受ける必要があります。申請前に電話等で、以下の問い合わせ先までご相談ください。



高田・直江津
まちなか出店
サポート情報



募集期間：令和7年4月1日～令和8年1月30日

【申請先・問い合わせ先】

上越市 産業部 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室
TEL：025-520-5734 FAX：025-520-5852